

すすく消費者

島根県 平成23年度 第28号
消費者教育情報紙

■トピックス (P1-P2)

- 携帯電話とスマートフォン、何が違うの

■消費者相談事例 (P3)

- 急増するスマートフォンのトラブル

■実践教育事例 (P4-P11)

- 島根県社会科教育研究会
- 隠岐郡中学校技術・家庭科部会
- 島根県高等学校家庭科研究会

■島根県金融広報委員会からのお知らせ (P12)

携帯電話とスマートフォン 何が違うの？

携帯電話って便利だね。でも...

教えてほしいけど今さら聞けないし...

ケータイ※は

- 目的は主として電話機能なので電話をかけるには有利
- メールもできるし写真も動画も撮れる
- ケータイ用のサイトしか閲覧できません

※ほとんどの機種で別料金でPCサイトを見ることは可能です

ケータイのアプリは大半が各携帯電話会社により最初から搭載されたもの

スマホ※は

- パソコンと同じ Web サイトの閲覧 **OK!**
- 通話もメールも写真も動画も **バッチリ!**

利用者が好みのアプリを自由にインストール。自分の使いやすいように「カスタマイズ」できる。
機能拡張がパソコンに近いのだ!

アプリは？

※ケータイ：携帯電話／スマホ：スマートフォンの略

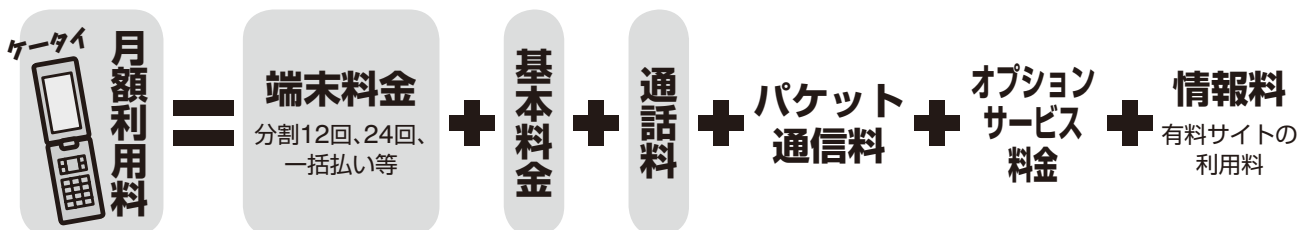
悪質商法に関する相談、クーリング・オフや契約についての詳しいお問い合わせは、
島根県消費者センター (TEL 0852-32-5916) 石見地区相談室 (TEL 0856-23-3657) まで



料金体系は？

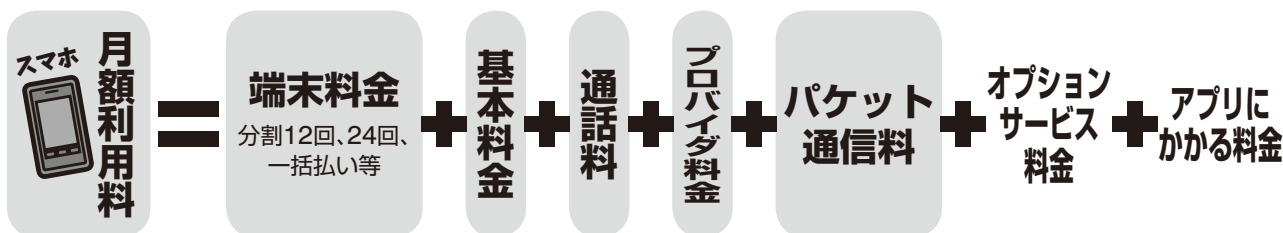
●パケット通信料

通話以外のデータ通信にかかる料金。
やりとりしたデータ量に応じて課金されます。



必ずかかる料金

←……選べるサービスの料金……→



- 端末料金**：本体購入にかかる料金
- 基本料金**：携帯電話機（端末）を電話として利用するために電話会社に毎月最低限支払わなければならない料金。電話会社により様々なプランがあります。
- 通話料**：携帯電話を使って発信した場合に請求される料金。無料通話プランがある場合には、それを超過して発信した分。

基本料金の割引サービスは？

割引サービスには「**契約期間**」のあるものが多いのだ!

check!

契約期間中に契約を解除（解約や他社への乗り換え）してしまると解約金が請求されます。



そもそも…

スマホとは？



『通話機能の付いた小型パソコン』です!

- パソコンと同様に、様々なアプリケーションをダウンロードし、自由にカスタマイズできます。
- ケータイより端末価格や基本料金が高いOSやアプリをアップデートするためにはパケット通信料がかかるので注意しましょう。
- セキュリティの仕組みに注意し自分で設定・管理しなくてはならない
アプリをダウンロードしてウィルスに感染することがあります。
- フィルタリングサービスも自分で設定しなくてはならない

急増するスマートフォンのトラブル

パソコンのように多様なウェブサイトアクセスしたり、アプリケーションソフトをダウンロードして利用者が機能の追加をしたりすることができるスマートフォンの普及が急速に進んでいます。その一方で、スマートフォンの特性についての情報が消費者に十分行き渡っていないなかで、従来の携帯電話の延長線上で利用され、トラブルが生じています。

国民生活センターに寄せられたスマートフォンに関する2011年度の相談件数は、1,789件（2011年10月31日までの登録分）で、2010年度の同時期（542件）と比較しても、3倍以上となっています。



相談の主な内容

・修理に出しても不具合が続く

機器そのものの不良のほか、消費者の利用方法に起因する不具合もあり、何が原因の不具合なのかを説明することが困難で、なかなか問題が解決されない。機能が広がることで、使い方が多種多様になり、不具合の原因究明を一層難しくしている。

また、不具合が原因で解約をしたくても、契約後2年間は解約料が発生する契約となっていることが多いため、相談として寄せられている。

さらに、OSの不具合とみられる場合に、携帯電話会社が不具合の対応に応じていない事例もあり、これまでは携帯電話会社が一元的に受けていた苦情処理が、分散化している事例も見られ、一層問題の解決を複雑にしている。

・すぐに電池がなくなる

携帯電話会社のパンフレット等に、従来型の携帯電話と同じ程度の連続待受時間（数百時間）や連続通話時間が記されている。電池の消耗については、使用環境や利用頻度等条件によって異なるとはいえ、パンフレット等の表記とのあまりの違いに苦情が寄せられている。

・メールやインターネットをあまり利用していないのに、パケット料金が上限額に

スマートフォンでは、アプリケーションの更新等で、消費者が意識しない間も、パケット通信が行われていることがある。二段階制のパケット料金定額プランを選択している消費者が、従来の携帯電話と同じように利用しているつもりでも、パケット料金が高額になるケースがある。

また、スマートフォンを海外に携帯した場合にも、自動的にパケット通信をしていることがある。

・通信制限があり動画が見られない

スマートフォンでは、大量のデータのやりとりを行うホームページや動画が見られるなど、インターネットの利用の幅が広がっている。しかし、パケット通信量が携帯電話会社の定める一定の量に達すると、通信制限がかかり、通信速度が遅くなることもある。

消費者へのアドバイス

(1) テレビコマーシャルなどの広告のイメージだけで判断せず、機能の特徴を十分ふまえて自分の利用目的にあった商品選択をしてほしい

スマートフォンは、従来の携帯電話とは機能や特徴が大きく異なる。携帯電話会社が関与しないアプリケーションソフト等を消費者自身が選択してダウンロードし、機能を追加することができるようになっている。そのため、消費者の自己責任の範囲が拡大することになる。

特に、通話を中心に利用し、パケット料金を低額に抑えたい人や、パソコンがあまり得意ではない人は、やはりだからというだけで契約せず、スマートフォンが自分に合っているかどうかをよく検討する必要がある。

(2) 不具合がおきた場合には、どのようなときに症状がおこったのかを確認しておく

スマートフォンの不具合は、機器自体の不具合である場合と、利用方法による場合も考えられる。不具合が発生した状況、例えばどのように使ったときに、どのような症状がおこったのかを記録し、携帯電話会社のショッップ等修理窓口で伝えること。

(3) アプリケーションソフトの内容をよく理解しないまま、むやみにダウンロードしない

携帯電話会社が提供していないアプリケーションソフトによる不具合であれば、携帯電話会社では責任を負ってもらえないので、トラブルの解決が難しくなる。気軽にダウンロードできるからといって、内容をよく理解しないまま、むやみにアプリケーションソフトを入れないようにすること。

(4) 海外に持っていく場合には、必ず日本国内で事前に設定方法や課金の方法を確認しておくこと

スマートフォンでは、海外でも自動通信をしてしまうので、思わぬ請求を受ける可能性がある。必ず日本国内で設定方法や課金方法を確認しておくこと。

(5) トラブルにあったら、消費者センターに相談を

身近な消費生活に関心をもち、 豊かな生活をつくりだす子どもの育成 ～3年生「スーパーマーケットの学習」をとおして～ 【平成22年度の実践】

島根県社会科教育研究会

指導者 浜田市立上府小学校 金谷直美

1. はじめに

本校は、浜田市の東部、下府川中流の小高い丘の上に位置している。周辺には下府川の水流を生かした田園地帯が広がっている。その一方、近年の工業団地化に伴い、様々な企業の間屋団地や関係住宅、宅地が広がっている新興住宅地でもある。児童は、校区内にあるスーパーマーケットや小規模な商店に行ったり、週末には市の中央部にある大型のショッピングセンターへ家族と出かけたりして、日常生活の中でさまざまな買い物の経験をしている。しかし、自分で判断して買い物をしたり、目的に応じて商店や商品を選択したりする能力や態度は十分とは言えない。そこで、校区内の店であり、浜田という地域に根ざした特色ある商品販売の取り組みを行っているスーパーマーケットの「A店」をとりあげることにした。買い物に行ったことのある児童も多く、見慣れた店の中を「お客さんが集まる秘密を探そう!」という課題意識をもって、見学をしたりインタビューをしたりすることで、児童は新たな発見をすることができると思う。見学時には、スーパーマーケットで働く人に注目し、それまでの学習で疑問に思ったことをインタビューしたり、バックヤードを見せてもらったりする。その後、自分や家族に必要な物を買うことで、もう一度店内の商品配置や値札などの工夫に気付き、消費者としての立場をより実感することができると思う。

この学習をとおして、自分で判断して買い物をしたり、目的に応じて商店や商品を選択したりするなど、よりよい消費生活をしていこうとする実践的な態度を育てたいと考えている。

2. 単元名 人びとのしごととわたしたちのくらし「スーパーマーケットで働く人」

3. 単元の目標

- (1) スーパーマーケットの工夫についてすすんで調べたり、興味を持って見学をしたりすることができる。
(社会的事象への関心・意欲・態度)
- (2) 身近な地域のスーパーマーケットについて、見学やインタビューをしたり、表などに表わしたりすること
をとおして、仕事の特色や他地域との関わり、働く人々の工夫を具体的に考えることができる。
(社会的な思考・判断)
- (3) スーパーマーケットの工夫について、見学やインタビューなどをしてわかったことを、表やグラフ、地図
などに表すことができる。
(観察・資料活用の技能・表現)
- (4) スーパーマーケットで働く人々は、買う人のことを考え工夫をしていることを理解することができる。
(社会的事象についての知識・理解)

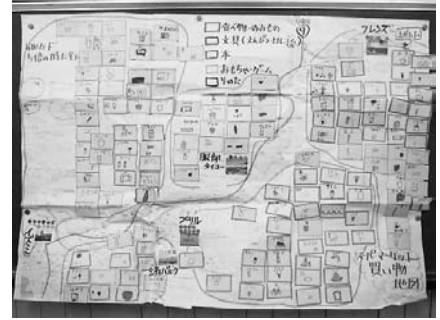
4. 指導計画 (14 時間)

段 階	時	主な学習活動
買い物地図を作ろう	4	・ 買い物に行ったことのある店について、気付いたことをノートに書き、発表する。 ・ 家族の買い物について調べ、カードに記入する。(課外) ・ 買い物調べカードから、どのような品物がどのような店で買われているか、地図やグラフにまとめる。
スーパーマーケット「A店」へ見学に行こう	4	・ 家族の話や自分の経験を基に、A店の写真やチラシを見て、確かめたいことや知りたいこと、見てきたいことを話し合う。 ・ スーパーマーケットの見学の計画を立て、インタビューの準備をする。 ・ スーパーマーケットの見学。
「A店」の工夫をまとめよう	6	・ スーパーマーケットの工夫についてまとめ、発表する。 ・ スーパーマーケットの工夫について話し合う。

5. 授業の実際

(1) 買い物地図をつくろう

買い物調べをする中で、近くにあるスーパーマーケットや、大型店の名前が上がってきた。平日には近くにあるスーパーマーケットでの買い物が多く、大型店は土日での買い物が集中していた。買い物調べ中には児童の間で、「近くのスーパーマーケットの A店は、アイスの日があるけえ。」「(大型店の) B店なら、神楽やっとなるけえ。」等、店の工夫につながることを話している姿があった。



(2) 「A店」での見学の様子

ほとんどが浜田産です。
10匹いれば9匹が浜田の魚ですよ。



魚はどこから、来るのですか？

お客さんに喜んでもらえる、
うれしいです。



仕事をしていてうれしいことは
何ですか？

カレーム色々あるなあ。
どれを買えばいいのかな？



(3) 「A店」の工夫をまとめよう

スーパーマーケットの見学後は、スーパーマーケットの工夫について発表し合い、他のグループが調べたスーパーマーケットの工夫や働く人の思いなどを聞いた。その後、学級全体でスーパーマーケットの工夫について話し合いをする中で、消費者の思いを販売する側が受け止めて様々な工夫をしていることに気付くことができた。



6. まとめ

今回の学習では、児童の家庭での買い物調べや地域にあるスーパーマーケットの見学などの体験活動をおして、消費者の願いやニーズを知ることができた。また身近なスーパーマーケットにおける、浜田という地域に根ざした特色ある商品販売の取り組みに気付いたり、店で働く人々の様子を具体的に観察・調査したりすることで、消費者としての自覚を少しでも持つことができたと考える。

今後も、自分は何の店で、どのようなことに気をつけて買い物をすればよいか意識し、賢い消費者として育ててほしいと考える。

また、指導者としては、子どもたちが賢い消費者として豊かな生活を送ることができるように、発達段階や領域・教科の関連性を踏まえながら、指導をしていきたい。

広い視野をもって判断し、 行動できる消費者の育成 ～「賢い消費者」をキーワードとして～

島根県社会科教育研究会

松江市立宍道中学校 教諭 小 笹 寿 美

1. はじめに

中学校では、社会科と家庭科において消費者教育を行う。家庭科においては、消費者としての自覚をもち、生活に必要な物資やサービスの適切な選択、購入、活用ができるとともに、生活を見直して環境に配慮した消費生活が送れるようにすることをめざしている。内容的には、具体的な商品の選択、購入や消費者の権利と責任、トラブルへの対処法、環境に配慮した消費行動、自立した消費者などであり、社会科の内容とかなり重なり合っている。一方、社会科においては公民的分野の経済単元において消費者問題を取り扱うが、家庭科とは違う視点から学べるよう工夫する必要がある。そこで、環境問題や食糧自給率など世界や日本が抱えている社会問題にまで配慮しながら消費行動がとれることをめざして授業を組み立てた。

まず、「賢い消費者」をキーワードに、主体的消費者となるための考え方を学べるよう配慮した。授業で使った「賢い消費者」という言葉は、単に消費トラブルに巻き込まれたり、多重債務に陥らないという消極的な意味ではない。トラブルに対処する力を持ち、企業から発信された情報に振り回されることなく主体的に生活を営み、消費を通して環境問題や食糧自給率の問題などの解決にも取り組む消費者であり、広い視野をもって判断し、行動できるという積極的で広い意味を持つものである。これは、消費者庁の言う「自立した消費者」よりもさらに広い意味である。

また、単元の最後に、学習した成果をまとめ、自分なりの「賢い消費者」像をつくる手段として「賢い消費者かるた」をつくる活動することとした。かるたづくりをとおして、知識を深め、生活に生かすことができる力をつけることをめざした。

2. 単元（「私たちの生活と経済」）のねらい

- (1) 消費者としての自覚をもち、情報に振り回されることなく、適切な判断のもとづく消費行動をとろうとする態度を身につける。(社会的事象への関心・意欲・態度)
- (2) 賢い消費者とは、消費において、単に被害を受けないだけでなく、経済のしくみについてよく知り、適切な判断ができる消費者であることがわかる。(社会的な思考・判断)
- (3) 賢い消費者かるたの作成にあたって、授業で学んだ知識を生かして表現することができる。(資料活用の技能・表現)
- (4) 消費者を保護するための法律や制度についての知識を身につける。(社会的事象についての知識・理解)

3. 単元の指導計画

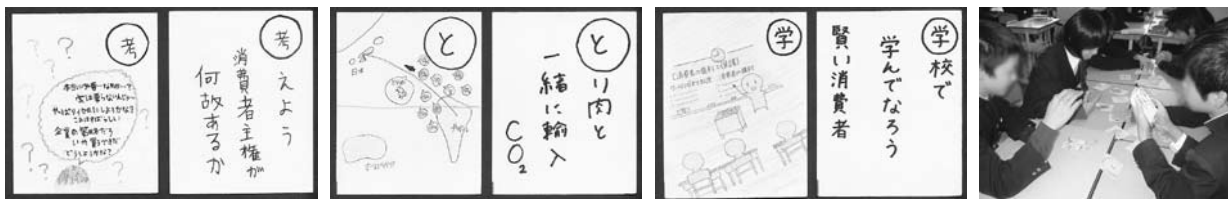
- 第1次 (1時間) 経済とは何だろう
- 第2次 (1時間) 家計はどのようになっているのだろうか?～安定した家計を営む賢い消費者～
- 第3次 (1時間) 消費者には権利がある～消費者の権利を知っている賢い消費者～
- 第4次 (1時間) 消費者の責任～消費を通して社会を変えていく賢い消費者～
- 第5次 (1時間) 『賢い消費者かるた』をつくろう
- 第6次 (1時間) 『賢い消費者かるた』をやってみよう

4. 授業記録

第1次 単元のはじめに、班で考えた「賢い消費者」

節約をする。広告を見て買う。フリマで買う。質の良いものをできるだけ安く買う。
インターネットで買い物をする。スーパーで安売りをしている時間に買いに行く。ディスカウントショップで買い物をする。まとめて安く買う。エコバックを使う。太陽光発電を利用する。など

第5次 「賢い消費者かるた」の作品より



- ・クーリングオフ 契約しても8日以内なら まだ間に合う
- ・困ったときは 相談します 消費者センターへ
- ・日本産 食べて上げよう 自給率
- ・エコバックとかけてウルトラマンと解きますそのころは どちらも地球を救うでしょう
- ・消費は投票 商品の選択で みんなが望む 社会をつくろう
- ・PL法 被害者守る 助け船
- ・地球の未来 エコバックの中に つめこんで

第6次 「賢い消費者かるた」をやってみて（生徒の感想）

- ・自分がつくったかるたと同じお題でも、自分とは違った見方、考え方で書いていた。一人ひとりがそれぞれ違った見方をしている参考になった。
- ・自分と同じお題でつくっている人を見て、こういう書き方があるんだなぁと思いました。他の人がどんな絵を描いているのか気になっていたのが、他の人のかるたが見れて良かったです。
- ・絵がとてもしっかりやすかったり、文がなるほどと思うものがたくさんありました。なぞかけとかも多くて面白かったです。

学習を終えた生徒の感想（賢い消費者とは）

- ・知る権利というのは、ここ最近で強化されたのだと思います。数年前に、ウソの記事をしてたくさんの会社が問題になりました。消費者が知りたいと思うことは何でも答えが返ってくる社会になったら安心して買い物ができると思います。
- ・今まで「どう安く買い物をするか」を考えられる人が賢い消費者だと思っていたけど、勉強をして、安い物を買うことよりも、地元産やフードマイレージのことも考えて買える人が賢い消費者だと思いました。
- ・自分はインターネットで買い物をするときは「だまされてもいい」という買い物します。どれが危なくてどれが安全かなどほとんどわかりません。ネットで買うと安いのでその分のリスクだと思っています。自分の理想の消費者は、1つの商品がほしいと思ったら、その商品の専門家とまではいかないけれどある程度詳しくなることだと思います。そうすれば、どれが良くてどれが悪いのかわかってきます。

5. 指導を振り返って（成果と課題）

4つのねらいをもって授業を進めたので、それぞれのねらいが達成されたか、以下に考察したいと思う。

- (1) 第1次において、賢い消費者とはどんな消費者かという問いに対して、「節約できる」とか、「割引の品を購入する」という答が多数を占めていた。しかし、授業を終えた後の感想をみると、「消費トラブルに適切に対処できる」ことや、「地球環境を考慮した買い物ができる」など、幅広い答えがでてきた。生徒の意識に変化が見られ、『消費者主権』という、やや難しい概念に近づくことができた。
- (2) このねらいに迫るには、授業時数が十分でなかった。地球環境問題については、ここで取り上げることができたが、日本の食糧自給率の問題や、南北問題などについてまで触れる時間はなかった。公民的分野の学習全体を通して、消費者として自分は、どう行動するのかを再構成しながら考えさせる必要がある。
- (3) 『賢い消費者かるた』は、どのような賢い消費者になるべきなのかを各自が考え、表現する活動として取り入れた。授業だけでは知識的に十分でなかったため、インターネットで自分のテーマについてさらに詳しく調べ、その中から作成するようにした。読み札の作成には苦労しながらも、楽しんで作成し、単元のねらいにせまる表現をする生徒が多かった。
- (4) 定期テストの結果、消費者の権利、製造物責任法など、知識面では7割から8割ほどの定着だった。単なるテストのための知識にとどまらず、将来の消費生活に生きる知識であるべきだと思う。

「賢い消費者」というかなり大きなテーマで授業を実践したが、6時間程度の時数では、意図していたねらいを十分に達成することができなかった。しかし、消費者問題について扱う単元において、生徒に「賢い消費者」というテーマを意識させることは、自分自身の問題として意欲的に授業に取り組むことに効果があったと思う。また、かるたの作成は学んだ内容を理解し、自分の言葉で再構成して表現する言語活動であり、思考力・判断力・表現力等を育むという点で効果的だったと思う。「広い視野をもって判断し、行動できる消費者の育成」という主題で授業に取り組んだが、新指導要領で、社会参画の視点を取り入れた探究型学習と言語活動の充実が重視されるなか、今回の取組の反省をもとにしてより効果的な授業が実践できるよう、今後も改善に努めたい。

悪質商法やネットトラブルから 身を守ろう！

～理解を深め、より実践的な態度を育てるための教材及び学習の仕方の工夫～

隠岐郡中学校技術・家庭科部会
(実施校：隠岐の島町立西郷南中学校)

1. はじめに

インターネットや携帯電話の普及に伴い、中学生でも手軽に通信機器を使って情報のやり取りができるようになった。本校でも8割以上の生徒の家庭でパソコンがインターネットに接続されており、生徒たちはインターネットやメールを日常的に利用している（生徒の利用実態は表1を参照）。便利、手軽、安い、面白いといった理由で、あまり深く考えることもなく利用しているが、悪質商法による被害やインターネット・携帯電話に関するトラブルが増加する中、消費者としての意識と身を守るための知識が低い中学生が、被害者にも加害者にもならないためには、知識やモラル（消費者としての自覚、トラブルの予防の仕方、被害にあったときの対処法など）を身につけさせることが大変重要である。

今回の研究では、悪質商法やネットトラブルについてしっかりと理解し、学習したことを実生活で生かせるように、教材および学習方法の工夫を試みた。

パソコンや携帯電話でメールをしている。	67.3%
友人以外（会ったことがない人）とメールをしたことがある。	20.8%
出会い系サイトを見たり使用したりしたことがある。	2.0%
他人のHPやブログ、BBS等書き込みをしたことがある。	38.6%
自分のHPやブログに写真や個人情報を載せている。	4.0%
自分のHPやブログに悪口や嫌なことを書かれたことがある。	4.0%
ワンクリック詐欺や架空請求などの被害にあったことがある。	4.0%
いたずらメールやチェーンメールを受けとったことがある。	51.5%
メールやBBSの内容が原因でトラブルが起きたことがある。	2.0%
身に覚えのないメールや添付ファイルを開いたことがある。	39.6%

【表1】インターネット・携帯電話アンケート（一部を抜粋）回答数 101

2. 学習のねらい

- ・チェーンメールやネットトラブルの事例をとりあげ、自分のインターネットや携帯電話の使い方を振り返らせるとともに、インターネットや携帯電話の危険性と情報モラルについて学習させる。
- ・消費生活のトラブル、悪質商法の種類や手口、被害の現状を知るとともにその対策方法を学習させる。
- ・教材や学習方法を工夫することで、理解を深め、より実践的な態度を育てる。

3. 学習の流れ

時	学習内容	主な学習活動
第1次	○携帯電話やインターネットの危険性について	<ul style="list-style-type: none"> ・チェーンメールやブログ、掲示板でのトラブル事例をとりあげ、自分のインターネットや携帯電話の使い方を振り返るとともに、ネットの危険性等について学習する。 ・ネットトラブル診断表を使い、自分がどのようなトラブルに巻き込まれやすいか診断する。

第2次	○ネチケットおよびネットトラブルにあつたときの対処方法について	・事例をもとに、グループに分かれてロールプレイングしながら対処方法について学習する。
第3次	○消費生活と契約について	・書面でなく言葉で交わした約束であっても契約となることや、普段何気なく行っていることの中にもさまざまな契約があることを知る。 ・自分たちが得た情報や商品に書かれている表示が、本当（事実）かどうか調べる。
第4次	○消費生活のトラブルや悪質商法について	・消費生活のトラブル、悪質商法の種類や手口、被害の現状等について学習する。 ・クーリングオフ制度と契約の解除通知の書き方を学習する。 ・相談窓口や消費生活センターがあることを知る。 ・「悪質商法対策ゲーム」を用いて、悪質商法の事例と対策方法を学習する。

4. 学習の様子

第4次 消費生活のトラブルや悪質商法について

第4次の後半では、小グループに分かれて（財）消費者教育支援センター作成の「悪質商法対策ゲーム」を行い、悪質商法の事例と対処の仕方を学んだ。生徒たちはこれまでの学習の中で、悪質商法の怖さや中学生でもたくさん被害にあっているということを知っていたので、楽しみながらも真剣に取り組んでいた。このゲームはすぐろく形式で、また説明が分かりやすく書いてあるので取り組みやすく、興味を持たせたり理解を深めさせたりするのに有効であると思われる。



5. 授業を終えて（生徒の感想より）

- 悪質商法に対して、どんな対処法があるのかということがわかってよかった。
- いろいろな悪質商法・手口があることがわかった。現実の世界で引っかけられないように気をつけたい。
- クーリングオフのことや消費者センターのことをしっかり覚えておいて、何かあつたときには適切に対処したい。
- 悪質商法カードを引いたけれど、授業で学習していたので落ち着いて対処することができてよかった。
- 契約になるものとならないものの違いがわかってよかった。

6. まとめ

次々と新たな悪質商法が現れ、その手口は日々巧妙に進化している。標的とされる年齢が下がり中学生の被害も増えている。また、子供たちの通信手段として携帯電話、パソコンが多用される現在では、中学生も被害者とどまらず加害者になる可能性も否めない。それらに対応するためには、①消費者の権利やモラルといった普遍的なもの、世相や流行など時事的なものを、発達段階や状況に応じて繰り返し学習させること、②自分たちに関わってくる大きな問題であるということを知り、意識させながら学習させることが大切であり、そうすることで理解も深まり、より実践的態様が養われると思われる。今回、時間と内容に若干の差はあるものの、全学年でこの学習を行ってそれを強く感じた。

実際にトラブルに巻き込まれた時には、もちろん大人の力を借りなくては対処しきれないと思うが、中学生という年頃は、悩みをなかなか親や大人に相談できない年頃であるので、今後は生徒たちが気軽に相談できる環境づくりや、家庭や関係諸機関との連携、保護者への啓発などにもしっかりと力を入れていきたい。

校章入り商品の販売

～商品・サービスの提供を通して消費活動のあり方を学ぶ～

島根県高等学校家庭科研究会
(実施校：島根中央高等学校)

1. ねらい

商品の開発と販売を通して、安全性、価格、表示及び契約やサービス等を学び、消費活動に関する知識や技能を主体的に活用する態度を身につける。どのような商品が求められているのか、消費者心理を考えながら商品製作を行い、自分の消費行動の見直しにつなげていく。

2. 活動主体：家庭クラブ

3. 活動概要

1) 販売のために必要な手続き・作業調べ

◎最も大切なことは、「安全で衛生的な食品の提供」

- ①保健所に「臨時営業届」を提出する。
 - ・不特定多数の人に調理した食品を飲食させたり、製造加工した食品を販売したりする場合、食品衛生法に基づく許可が必要。継続性がなく営業とみなされない行為については「臨時営業」とし、届出制となっている。
 - ・臨時営業とは、学校等で行われる学園祭、収穫祭、バザー等で行事期間に限って開設されるもの。または地域における諸行事に付随して開設されるもので、開設期間が年間を通じて3日以内であるもの。
- ②臨時営業を行う場合の注意点を確認する。
 - ・取り扱う食品、設備など、必要なことを確認する。
- ③もしもの場合に備え、「食品営業賠償共済」に加入する。
 - ・食中毒などが発生した場合を考え、補償できるよう備えておく。

2) 販売方法、レシピやラッピング等の検討、試作

◎キーワードは「安全・衛生」「おいしい」「島根中央高校らしい」こと

- 「安全・衛生」について
 - ・学校内に設営したコーナーや、屋外の場合はテントを設営とするが、調理計画、販売のための人数、手指の洗浄・消毒など衛生のための準備、包装の仕方など、最大限の注意が払える体制作りをする。
- 「おいしい」「島根中央高校らしい」とは
 - ・材料、レシピなど、何度も試作を重ねる。衛生的に販売できて、しかもおいしいものを作る。
 - ・学校周辺の産物を使う。エゴマ（クッキーやシフォンケーキに）、しいたけ（中華まんじゅうに）など。
 - ・「島根中央高校製」の印として校章を入れる。

※ブランド商品作りへ

商品のブランド化には、「品質の良さ」「オリジナル性」が重要な要素である。地元の食材を使い、試行錯誤を重ねておいしく、オリジナリティのある商品を研究した。

また、ブランド商品は、文字や図形で具体的に表現された商標をつけたものが多い。本校ブランドの商標として校章を用いて、オリジナリティを高め、商品への付加価値を増す。

これらの活動は、「売れる商品」「買いたくなる商品」とは何かを考えることにつながっていく。



本校の校章。中央の「中」の文字を基調に、希望の光の中で未来へ発展する学校が象徴的に表現されている。



試作品。ひも状にした生地を組み合わせ、校章の形に焼く。かわいいが手間がかかり量産が難しく折れやすい。



試行錯誤の末、校章の形の焼き印をつけることに。

3) 文化祭、町内祭事等での販売

本校学園祭の他、地域の祭り、産業祭など、多くの行事で販売を行った。また、販売の他、川本町ウォークラリーなどでは休憩所で参加者に無料配布した。



物理教室で借りたシーラーで封をして、ラベルを貼ったもの。



産業祭出店の様子。この日は中華まんとかッキー、パウンドケーキを販売。



いろいろなお菓子の詰め合わせ。本校に来ていただいた外部講師の方へのおみやげなどに使用。

4. まとめ

購入者の感想

- ・手作り感があるので、食べてみたくなった。
- ・手作り感があり、添加物がないのが良い。
- ・校章がついていると、特別な感じでおいしい気がした。
- ・他では買えないのでレア感があって欲しくなる。

生徒の感想

- ・焼印をつけただけでおいしそうと思うんだなあと思った。
- ・校章がついていても他のクッキーと変わらない。自分もマークがついているだけで高い商品を買ったりしているなあと思う。

島根県消費者センター「消費者センター一年のあゆみ 平成21年度」によると、サラ金・クレジットに関する相談では、多重債務についての相談が最も多くなっている。社会に出る前のこの時期に、多重債務に陥らないための知識を学習し、自立的な消費行動ができる基礎を培うことが重要である。

多重債務者は、高額な買い物や習慣的に行うことによって支払い額が累積した場合も少なくない。今回、校章入りクッキーや中華まんについて、希少価値感、特別感、高品質感を受けたという感想があった。焼印をつけることにより、そうでないものよりも付加価値がついたことがうかがえる。

これらの購入者感想により、生徒は、「商品の価値とは何か」ということについて新しい視点を持ち、自分の消費行動も振り返ることができたようであった。

本校は、設立3年目の学校である。新設したこの学校を広く地域の方に親しんでもらいたいと考えているが、この時期は学校のイメージを作ったり、広くPRして行くのに効果的な時であるとも言える。

今回は、「学校のブランド化」をひとつの視点にすえ、生産者の立場をとることで、消費行動について考える機会としたが、今後も校章入り商品の開発について研究して行きながら、消費者として商品購入の際の観点を広げ、自立・自律した消費行動の学習につなげていきたい。

島根県金融広報委員会からのお知らせ

金銭・金融教育の現場から

当委員会では、子どもたちの「生きる力」を養うために、中立・公正な立場から金銭・金融教育の支援を行っています。県内の金銭・金融教育研究校での取り組みの一部を紹介します。

★金融教育公開授業を開催しました

益田市立中西小学校（平成 22・23 年度 金銭教育研究校）において、保護者や教員、地域の方々にご参加頂き、金融教育公開授業を開催しました。

同校では、今年度「児童が育てたもち米を使って東北地方の郷土菓子を作り、地区文化祭で地域の方々に販売し、その販売活動で得たお金を東日本大震災の被災地に贈る」という取り組みを行っています。

5年生の公開授業では、販売活動の仕組みについて主体的に学びました。具体的には、児童が手作りの「ずんだ餅」とりんごの果肉を使用したオリジナルの餅菓子を、たくさんの方々に喜んで買ってもらうために、宣伝部と商品開発部に分かれて工夫を凝らし、アイデアを発表しました。持ち帰り用のパックにお菓子を作った子どもたちの写真を貼って安全性をPRしたり、無料で提供を受けたカップや竹串を使ってコストを抑える工夫や「おまけを付けると、コストが多くなり、利益が少なくなって義援金が減るからダメ」などといった意見が発表されました。

公開授業の後、生活経済ジャーナリストのいちのせかつみ氏から、保護者や教育関係者、地域の方々を対象とした「子どもはお金が好きやねん～今、お金の教育が必要なワケ～」と題した講演が行われました。

いちのせ氏は「お金を取り巻く環境が大きく変わり、給料が現金で支払われ、家庭でも限られた収入の中でやりくりする光景が見られた昔に比べ、今は銀行振込になり、お金の流れが見えにくくなってきている」と指摘されました。また、同氏が家庭で行ってきたユニークなお金の教育を披露しながら、「早い段階から子どもたちにお金の正しい知識やお金との付き合い方を教えることが大切」と話され、家庭での金銭・金融教育の必要性を伝えられました。

金融教育公開授業は今年度、全国の幼稚園から高校まで 27 か所で開催しており、開催の様様については金融広報中央委員会ホームページでもご覧頂けます。

アドレス <http://www.shiruporuto.jp/event/2011/11jugyo/index.html>

★家計のシミュレーションゲームを行いました

知夫村立知夫中学校（平成 23・24 年度 金融教育研究校）では、社会科の授業において家計のシミュレーションゲームを行いました。グループごとに家族を構成し、自分たちで考えた生活設計に基づいて家計をシミュレーションし、良かった点や改善点を発表しました。

★金融に関する川柳大会を開催しました

島根県立島根中央高等学校（平成 23・24 年度 金融教育研究校）では、金融・経済に対する関心を深めるため、生徒から「金融に関する川柳」を募集し、113 点の作品が集まりました。

いろんな取り組み方法があるんだね!



講師派遣や資料提供を行っています

「お金やものの大切さ」「金融経済に関すること」「消費者トラブル」などに関する講師派遣や授業に役立つ「はじめての金融教育－ワークシート付き入門ガイドと実践事例集－」、社会に出て経済面・消費生活面で“ひとり立ち”するために必要な基礎知識が学べる「これであなたもひとり立ち」など、金融広報中央委員会が発行する金銭・金融教育に関する資料を無料で提供しています。

<お問い合わせ先>

島根県金融広報委員会事務局

〒690-8553 松江市母衣町55-3 日本銀行松江支店内 TEL: 0852-32-1509 FAX: 0852-32-2042
<http://www3.boj.or.jp/matsue/kinkouji/kinkouji.html>

編集・発行／島根県・島根県教育委員会 平成24年2月発行

〒690-0887 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階

島根県環境生活部環境生活総務課消費とくらしの安全室

TEL(0852) 22-5103 FAX(0852) 32-5918

ホームページURL (<http://www.pref.shimane.lg.jp/shohiseikatsu/>)

本紙に対する御意見・御要望を
お寄せください



※環境にやさしいベジタブルインクを使用しています。

古紙配合率100%再生紙を使用しています